

(別紙)

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="353 368 920 437">同業者団体等からの照会に対する文書回答の 事務処理手続等について（事務運営指針）</p> <p data-bbox="168 483 636 512">1 文書回答の対象となる照会の範囲</p> <p data-bbox="188 520 1115 777">同業者団体等からの事実認定を要しない一般的な照会のうち、次の要件の全てを満たすものであって、平成14年6月28日付課審1—14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）によらず、本手続により一般的に回答を行うことが、多数の納税者の国税に関する法令の適用等についての予測可能性の向上等の観点から適切と認められるものについては、同業者団体等の求める見解への回答を文書により行うこととする。</p> <p data-bbox="188 785 1115 892">ただし、それぞれの趣旨・目的に基づいて別途事務運営指針等により手続が定められているものについては、当該事務運営指針等によることに留意する。</p> <p data-bbox="188 900 441 928">(注) 1・2 (省略)</p> <p data-bbox="188 975 1115 1082">(1) 同業者団体等の構成事業者等が行う取引等に係る国税に関する法令 <u>(法令の改正過程にあるものを除く。)</u> の解釈・適用その他の税務上の 取扱いに関する照会であること</p> <p data-bbox="219 1090 1115 1197">(注) 同業者団体等が自ら行う取引等に係るものについては、平成14年 6月28日付課審1—14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の 事務処理手続等について」（事務運営指針）により処理する。</p> <p data-bbox="188 1204 369 1233">(2)～(7) (省略)</p> <p data-bbox="188 1241 1115 1307">(8) 以上のほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること</p> <p data-bbox="219 1315 1115 1380">イ 国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの <u>(当 該法令等により決定されるべき事項が未解決であるものを含む。)</u></p> <p data-bbox="219 1388 427 1417">ロ～ニ (省略)</p>	<p data-bbox="1339 368 1906 437">同業者団体等からの照会に対する文書回答の 事務処理手続等について（事務運営指針）</p> <p data-bbox="1146 483 1626 512">1 文書回答の対象となる照会の範囲</p> <p data-bbox="1167 520 2103 777">同業者団体等からの事実認定を要しない一般的な照会のうち、次の要件の全てを満たすものであって、平成14年6月28日付課審1—14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）によらず、本手続により一般的に回答を行うことが、多数の納税者の国税に関する法令の適用等についての予測可能性の向上等の観点から適切と認められるものについては、同業者団体等の求める見解への回答を文書により行うこととする。</p> <p data-bbox="1167 785 2103 892">ただし、それぞれの趣旨・目的に基づいて別途事務運営指針等により手続が定められているものについては、当該事務運営指針等によることに留意する。</p> <p data-bbox="1167 900 1453 928">(注) 1・2 (同左)</p> <p data-bbox="1167 975 2103 1040">(1) 同業者団体等の構成事業者等が行う取引等に係る国税に関する法令の 解釈・適用その他の税務上の取扱いに関する照会であること</p> <p data-bbox="1198 1090 2103 1197">(注) 同業者団体等が自ら行う取引等に係るものについては、平成14年 6月28日付課審1—14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の 事務処理手続等について」（事務運営指針）により処理する。</p> <p data-bbox="1167 1204 1357 1233">(2)～(7) (同左)</p> <p data-bbox="1167 1241 2103 1307">(8) 以上のほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること</p> <p data-bbox="1198 1315 2047 1343">イ 国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの</p> <p data-bbox="1198 1388 1384 1417">ロ～ニ (同左)</p>

改正後	改正前
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>ホ</u> 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの</p> <p><u>へ</u> 上記イからホまでに掲げるもののほか、<u>回答内容が歪曲して宣伝されるおそれがあるなど、本手続による文書回答が適切でないと認められるもの</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2～6 (省略)</p>	<p><u>ホ</u> <u>通常の経済取引としては不合理と認められるもの</u></p> <p><u>へ</u> <u>税の軽減を主要な目的とするもの</u></p> <p><u>ト</u> 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの</p> <p><u>チ</u> 上記イからトまでに掲げるもののほか、<u>本手続による文書回答が適切でないと認められるもの</u></p> <p><u>(例示)</u></p> <p>① <u>回答内容が歪曲して宣伝される等、文書回答が、国税に関する法令の適用等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある場合</u></p> <p>② <u>照会の前提となる国税に関する法令以外の法令等により決定されるべき事項が未解決である場合</u></p> <p>③ <u>法令の改正過程にあるものであり、現状における文書回答が困難である場合</u></p> <p>2～6 (同左)</p>

改正後

別紙1-4

チェックシート

(同業者団体等照会用)

このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会(同業者団体等用)」を提出するに当たって、照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項	目	チェック欄
(1)	照会者の構成事業者等が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ
(2)	国税(関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。)に関する法令(法令の改正過程にあるものを除く。)の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ
(3)	特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等に係る照会で、多数の納税者から照会されることが予想されるものである。	はい・いいえ
(4)	照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ
(5)	照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ
(6)	照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ
(7)	照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起った場合には、照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ
(8)	調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に関係する照会ではない。	はい・いいえ
(9)	取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ
(10)	事実関係の認定が伴う照会ではない。	はい・いいえ
(11)	照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ
(12)	照会に係る取引等について、関係者間で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ
	(削除)	(削除)
(13)	一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ

(注) このチェックシートのすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答がなされない場合もあります(詳細につきましては、国税局等の窓口でご相談ください。)

照会者	所在地	
	団体等の名称及び代表者等の氏名	

改正前

別紙1-4

チェックシート

(同業者団体等照会用)

このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会(同業者団体等用)」を提出するに当たって、照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項	目	チェック欄
(1)	照会者の構成事業者等が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ
(2)	国税(関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。)に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ
(3)	特定の事業者の個別の取引等に係るものでなく、同様の業種・業態に共通する取引等に係る照会で、多数の納税者から照会されることが予想されるものである。	はい・いいえ
(4)	照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ
(5)	照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ
(6)	照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ
(7)	照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起った場合には、照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ
(8)	調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に関係する照会ではない。	はい・いいえ
(9)	取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ
(10)	事実関係の認定が伴う照会ではない。	はい・いいえ
(11)	照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ
(12)	照会に係る取引等について、関係者間で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ
(13)	照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ
(14)	一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ

(注) このチェックシートのすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答がなされない場合もあります(詳細につきましては、国税局等の窓口でご相談ください。)

照会者	所在地	
	団体等の名称及び代表者等の氏名	

改正後	改正前
<p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">[形式審査表（同業者団体等用）の記載要領]</p> <p>1～3 （省略）</p> <p>4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。</p> <p>(1)～(6)（省略）</p> <p>(7) 「13」欄……次のような性質を有するものでないこと。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの（当該法令等により決定されるべき事項が未解決であるものを含む。）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ロ・ハ （省略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>三 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの</p> <p>ホ 上記のほか、<u>回答内容が歪曲して宣伝されるおそれがあるなど、本手続による回答が適切でないと認められるもの</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>5・6 （省略）</p>	<p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">[形式審査表（同業者団体等用）の記載要領]</p> <p>1～3 （同左）</p> <p>4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。</p> <p>(1)～(6)（同左）</p> <p>(7) 「13」欄……次のような性質を有するものでないこと。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ・ハ （同左）</p> <p>三 <u>通常の経済取引としては不合理と認められるもの</u></p> <p>ホ <u>税の軽減を主要な目的とするもの</u></p> <p>ハ 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの</p> <p>ト 上記のほか、本手続による回答が適切でないと認められるもの</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>（例示）</u></p> <p style="padding-left: 4em;">① <u>文書回答が、税法の適用等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある場合</u></p> <p style="padding-left: 4em;">② <u>他の法令等により決定されるべき前提となる事項が未解決である場合</u></p> <p style="padding-left: 4em;">③ <u>法令の改正過程にある問題であり、現状における回答が困難である場合</u></p> <p>5・6 （同左）</p>